

美祢市生涯活躍のまち構想策定有識者会議設置要綱

平成27年12月21日

告示第140号

(設置)

第1条 市の生涯活躍のまち構想（以下「構想」という。）の策定について検討するため、美祢市生涯活躍のまち構想策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 構想案の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、構想案の策定のため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、委員は、任期中であってもその本来の職を離れるときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月21日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。